

# 国立大学法人岩手大学再雇用職員就業規則

平成26年1月1日 制定  
令和5年10月17日 最終改正

## (目的)

第1条 この規則は、国立大学法人岩手大学職員就業規則（以下「就業規則」という。）第25条の5の規定に基づき、国立大学法人岩手大学が1年を超えない範囲内で雇用の期間を定めて雇用する職員（以下「再雇用職員」という。）の就業に関する必要な事項を定めることを目的とする。

## (再雇用職員の名称)

第2条 再雇用職員の名称は、次のとおりとする。

- 一 事務職員(再雇用)
- 二 技術職員(再雇用)
- 三 技能職員(再雇用)
- 四 医療職員(再雇用)

## (対象者)

第3条 再雇用職員の対象となる職員は、就業規則第2条に規定する教員以外の職員のうち、次のいずれかに該当する者とする。

- 一 令和5年4月1日以降に、満60歳に達した日以降における最初の3月31日以降に就業規則第21条第1号の規定により退職した者
- 二 令和5年4月1日以降に、法人等（本学以外の国立大学法人、大学共同利用機関法人、国立高等専門学校機構、文部科学省関係法人等）を定年退職した者又は定年前に満60歳に達した日以降における最初の3月31日以降に退職した者

## (採用)

第4条 学長は、前条に規定する対象者が引き続き雇用を希望した場合であって、当該者が就業規則第26条又は第27条のいずれにも該当しない場合に採用する。

- 2 前項の規定は、次条の規定により任期を更新する場合も同様とする。
- 3 前条第2号に規定する者については、個別に協議の上、採用することができる。

## (雇用期間)

第5条 雇用の期間は、4月1日から3月31日までの1年を超えない範囲内において定める。

- 2 前項の期間又はこの項の規定により更新された期間は、1年を超えない範囲内で更新することができる。
- 3 前項の更新後の任期の末日は、満65歳に達する日以後における最初の3月31日以前とする。

## (退職)

第6条 再雇用職員は、次の各号のいずれかに該当する場合は、退職し、再雇用職員としての身分を失う。

- 一 前条による雇用期間が満了した場合
- 二 退職を申し出て学長から承認された場合

三 死亡した場合

四 負傷又は疾病(業務上のものを除く。)による欠勤が90日に達したとき

(休職)

第7条 再雇用職員には、就業規則第16条第1号、第3号から第7号までの規定は適用しない。

(俸給月額)

第8条 再雇用職員の俸給月額は、200,000円とする。

2 前条の規定による休職者の給与は、国立大学法人岩手大学職員給与規則(以下「給与規則」という。)第44条の例に準じて支給する。

(諸手当)

第9条 再雇用職員に支給する諸手当は、次の諸手当とし、給与規則に定める職員の例に準じて支給する。

- 一 通勤手当
- 二 山上等作業手当
- 三 超過勤務手当
- 四 休日給
- 五 入試手当

(退職手当)

第10条 再雇用職員には、退職手当を支給しない。

(勤務時間、休日及び休暇)

第11条 再雇用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する事項については、次条から第15条までの定めによるほか、国立大学法人岩手大学職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規則の定めるところによる。

(所定勤務時間)

第12条 再雇用職員の所定勤務時間は、休憩時間を除き、1週間当たり35時間とする。

2 1日の勤務時間は、7時間とする。

(勤務時間の割振り等)

第13条 再雇用職員の始業・終業の時刻及び休憩時間は、次の各号に定めるとおりとする。

- 一 始業 午前8時30分
- 二 終業 午後4時30分
- 三 休憩 午後0時00分から午後1時00分まで

2 前項の規定にかかわらず、業務の都合上必要があると認める場合は、始業及び終業の時刻並びに休憩時間は、個別に定めることができる。

(休暇の種類等)

第14条 再雇用職員の有給休暇は、年次休暇、病気休暇(業務上の負傷又は疾病に限る。)及び特別休暇とする。

2 再雇用職員が負傷又は疾病(業務上のものを除く。)のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合は、無給の病気休暇を与えるものとし、その期

間は一の年度において 30 日の範囲内とする。

(休暇の換算)

第 15 条 休暇の時間数を日に換算する場合は、7 時間をもって 1 日とする。

(社会保険)

第 16 条 再雇用職員の社会保険については、雇用保険法(昭和 49 年法律第 116 号)、厚生年金保険法(昭和 29 年法律第 115 号)及び国家公務員共済組合法(昭和 33 年法律第 128 号)の定めるところによる。

(規定の準用)

第 17 条 再雇用職員には、この規則の定めるところによるほか、就業規則第 5 条から第 7 条まで、第 10 条、第 22 条、第 26 条から第 31 条まで、第 33 条から第 39 条まで、第 44 条から第 56 条まで、第 58 条及び第 60 条の規定を準用する。

附 則

この規則は、平成 26 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 4 年 10 月 11 日から施行し、令和 4 年 10 月 1 日から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和 5 年 10 月 17 日から施行する。

(経過規定)

2 就業規則(令和 5 年 10 月 17 日改正)附則第 2 項の規定による令和 5 年 10 月 17 日から令和 13 年 3 月 31 日までの定年の段階的引上げ期間にあっては、この規則の改正後の第 3 条第 1 号中「満 60 歳に達した日以後における最初の 3 月 31 日以後に就業規則第 21 条第 1 号の規定により退職した者」とあるのは、「就業規則第 21 条第 2 号の規定により退職した者又は満 60 歳に達した日以後における最初の 3 月 31 日以後に就業規則第 21 条第 1 号の規定により退職した者」と読み替えるものとする。